

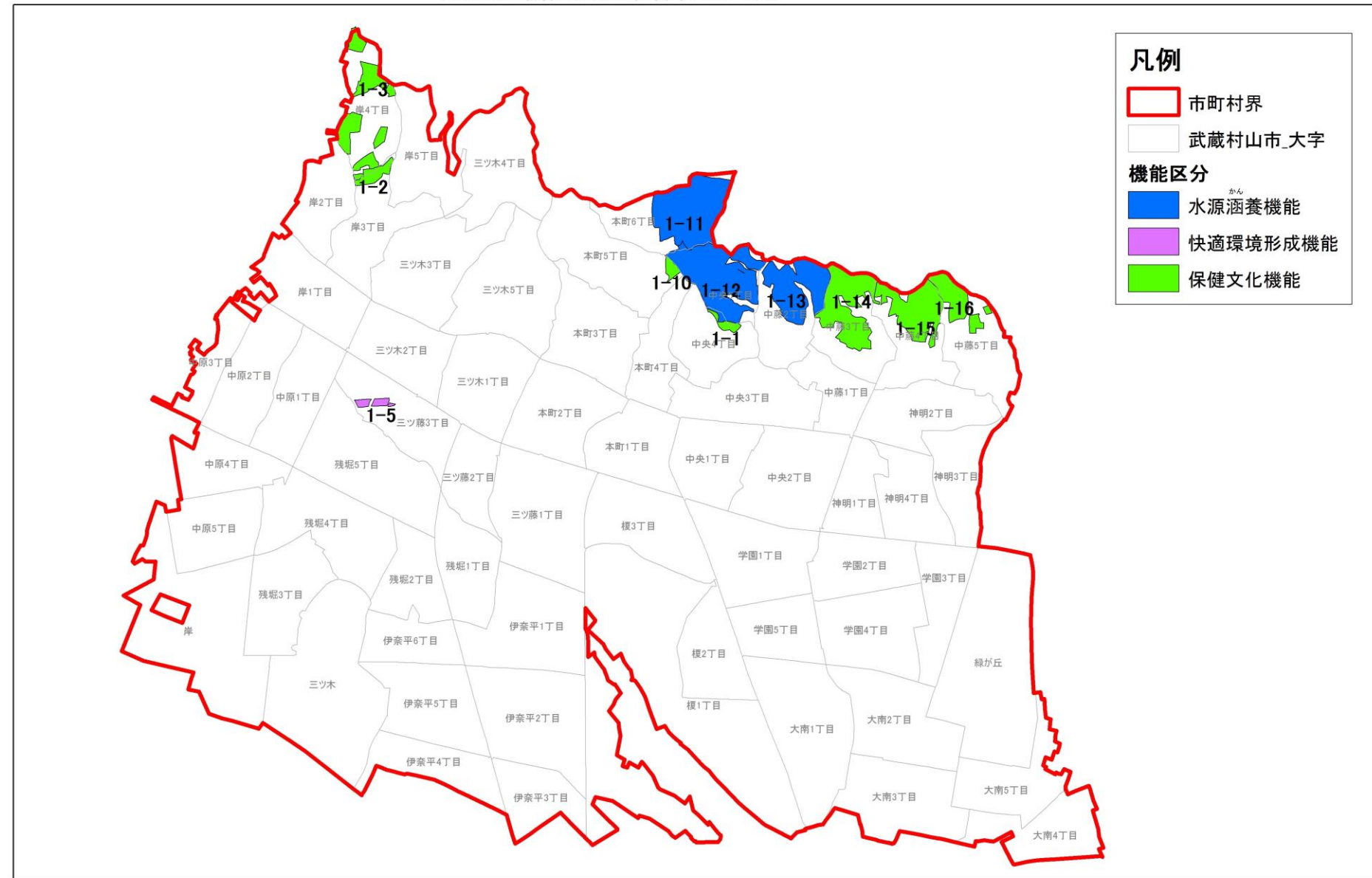
武蔵村山市森林整備計画

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平成28年4月 1日} \\ \text{至 平成38年3月31日} \end{array} \right]$

東京都武蔵村山市
(平成28年4月1日策定)
(平成29年3月更新)

武蔵村山市森林整備計画概要図 (公益的機能別施業森林の区域)

1:20,000



凡例

- 市町村界
- 武蔵村山市_大字

機能区分

- 水源涵養機能
- 快適環境形成機能
- 保健文化機能

この地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（27都市基交第15号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項	3
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林の整備に関する事項	4
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	5
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の作業種別の標準的な方法	
3 その他間伐及び保育の基準	
4 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3 その他必要な事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3 作業路網の整備に関する事項	

4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	15
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
III	森林の保護に関する事項	15
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	16
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項	17
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	その他必要な事項	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項

1 森林整備の現状と課題

武蔵村山市は東京都の中央北部に位置し、総面積は1,532ヘクタールである。地勢は、おおむね北高東低で、その大部分が平坦地である。北部には自然に恵まれた狭山丘陵がある。

民有林面積は59.10ヘクタールであり、このうち人工林面積は0.71ヘクタールで、人工林率は1.2パーセントとごく僅かである。また、これらの森林を含む地域は、野山北・六道山公園や中藤公園、狭山自然公園として、都市計画公園や自然公園に指定されており、自然環境を生かした保全と利用が図られている。

このことから、本市においても自然環境に配慮した森林の保全整備が必要となっている。

2 森林整備の基本方針

本計画の対象となる狭山丘陵一帯は、市街地に隣接する貴重な自然環境を残す森林として位置付け、豊かな生態系や景観を守りながら、人々のレクリエーションの場として利用される「緑の中心拠点」となるよう、その森林の整備を積極的に実施していくこととする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

各機能別の目指すべき森林資源の姿は、以下のとおりとする。

ア 水源涵養機能維持増進森林

地域の水源として重要な村山貯水池の周辺に存する森林は、多くの人々との関わりの中で長時間をかけて形成されており、貴重な水源涵養林である。

この森林は、水源涵養機能だけでなく災害防止機能など人々の生活に深く関わっており、森林の多面的機能を発揮させるためにもその維持増進に努める。

イ 快適環境形成機能維持増進森林

三ツ藤地区にある森林は、防風保安林に指定されているため、「快適環境形成機能維持増進森林」として位置付け、風害等の気象災害を防止する機能の維持増進に努める。

ウ 保健文化機能維持増進森林

上記ア及びイ以外の森林は、身近な自然とのふれあいの場として広く人々に親しまれていることから、「保健文化機能維持増進森林」として位置付け、多様な生き物が生息・生育している森林整備を行うとともに、健康づくりやレクリエーションの場として利用を推進する。また、森林は歴史的な文化であり、次世代の子供が身近な森林として足を運べるよう里山林等の保全に努める。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

上記(1)の姿を目指し、森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、重視すべき機能に応じた適正な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

林業経営的な森林施業は行われていないため、森林施業の合理化に関する基本方針については該当なし。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

区域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹		広葉樹		
				天然下種により生育	人工植栽により生育	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	35年	40年	35年	55年	40年	65年	15年	10年

注) 標準伐期齢は、地域を通じて立木の伐採（主伐）時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
天然生林施業	択伐又は小面積の皆伐を原則とする。
育成単層林施業	択伐又は小面積の皆伐を原則とする。
育成複層林施業	択伐を原則とする。

3 その他必要な事項

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

区域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全域	20年	25年	20年	15年	10年

注) 次の森林を除く。

ア 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林及び原生自然環境保全地域内の森林であって、立木の伐採について禁止され、又は伐採の年齢について制限のある森林

イ 特用林及び自家用林

- ウ 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分としてⅢ-第2-5(1)で定める森林（Ⅲ-第2-5-(1)は「該当なし。」のため除く。）
- エ 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林
- オ 森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に存する森林

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名		備 考
人工造林の対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ	
	広葉樹	クヌギ、コナラ、ケヤキ、カエデ、ブナ	

注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、高木性の樹種を原則とし、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選定するものとする。

なお、アカマツを植栽する場合は、マツクイムシに対する抵抗性のある品種に限るものとし、スギを植栽する場合は、花粉発生量の少ない品種を選定するように努めるものとする。

(2) 人工造林の基準的な方法

ア 人工造林の基準的な方法

(ア) 育成単層林施業

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
針葉樹	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	
広葉樹		1, 0 0 0	

(イ) 育成複層林施業

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

イ その他人工造林の方法

(イ) 育成単層林施業

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう、地ごしらえを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意する。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4～6月及び9～10月を標準とする。

(イ) 育成複層林施業

更新を確保し成林させるために更新補助作業を実施することが必要となる森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

なお、更新補助作業は、次によるものとする。

- ① 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
- ② 刈り出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
- ③ 植え込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
- ④ 植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、大苗を植栽するなど、早急かつ確実な更新が図られるよう配慮すること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとする。

- ア 皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。
- イ 人工林択伐を実施する場合は、伐採後おおむね5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名		備 考
天然更新の対象樹種	針葉樹	アカマツ	
	広葉樹	クヌギ、コナラ、ケヤキ、ブナ	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、次のとおり定める。

(ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ブナ	① 5年生の広葉樹の期待成立本数はおおむね10,000本/haとする。 ② 天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立本数に10分の3を乗じた本数(ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈(更新樹種の生存、生長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等)の高さ)に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)に満たない場合には、速やかな更新を図る

	<p>観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとする。</p> <p>③ 引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。</p> <p>④ 更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。</p> <p>⑤ 天然更新すべき立木の本数は、森林の公益的機能の確保のために満たすべき最低本数を定めるものであり、この本数をもって更新の完了ではないことに留意すること。</p>
--	---

(イ) 天然更新完了の判断に用いる樹高

更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物）に次の表に示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。

草丈	余裕高	稚樹高
10cm	40cm	50cm
50cm	100cm	150cm

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

更新種別	区分	標準的な方法
天然下種更新	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。
	刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
	植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
ぼう芽更新	芽かき	ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植え込みを行うものとする。

イ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、前記アの(ア)のとおり伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

また、この期間を踏まえた上で、本数及び樹高により確認するものとし、その基準は前述アの(ア)及び(イ)のとおりとする。この完了基準により更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準について、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目
スギ	短期伐採	3,000	16~25	26~30	31~35		
		2,000					
	長期伐採	3,000	16~25	26~35	36~45	46~50	51~55
		2,000					
ヒノキ	短期伐採	3,000	16~25	26~35	36~40		
		2,000					
	長期伐採	3,000	16~25	26~35	36~45	46~50	51~55
		2,000					

標準的な方法	備考
間伐率は、本数率で20~30%程度とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良などに偏ることなく行うこととする。	おおむね3回実施
	おおむね5回実施
	おおむね3回実施
	おおむね5回実施

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数									
		1年	2	3	4	5	6	7	10	13	20
下刈り	スギ ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1			
つる切り										1	1
枝打ち										1	1
除伐									1		

標準的な方法	備考
植栽が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は、6～7月を目安とする。	
下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6～7月を目安とする。	
造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良を除去する。実施時期は、6～7月を目安とする。	
病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月下旬とする。	

3 その他間伐及び保育の基準

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とし、各機能における森林の区域を次のように設定する。

なお、区域を設定する際に機能が重複する場合には、それぞれの機能の發揮に支障がないようにするものとする。

(1) 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域は、別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

水源涵養機能の維持増進を図るため、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を基本として、立地条件に応じて複層林化を促進する。

なお、当該機能において、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林の基準は次のとおりとし、その区域は別表2のとおりとする。

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要ある森林（水源涵養機能）</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地形について <ul style="list-style-type: none"> a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 ② 気象について <ul style="list-style-type: none"> a 年平均又は季節的降水量が多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ③ その他 <ul style="list-style-type: none"> 大面積の伐採が行われがちな地域
--	--

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林以外の森林）

ア 区域の設定

次の①から③までの森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は別表1のとおりとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林
該当なし。

② 快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林

当該森林は、住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林とする。

快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班若しくは準林班単位等で面的に設定し、又は林小班等特定の区域で設定するものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

当該森林は、観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、都民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林、さらに、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮が求められている森林とする。

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班若しくは準林班単位等で面的に設定し、又は林小班等特定の区域で設定するものとする。

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとする。それ以外の森林においては、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能であるものとする。

また、皆伐によるものについては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。それぞれの森林の区域については、別表2のとおりとする。

各機能のうち、複層林施業を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

<p>人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 地形</p> <p>a 傾斜が急な箇所であること。</p> <p>b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。</p> <p>c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。</p> <p>② 地質</p> <p>a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。</p> <p>b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。</p> <p>c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。</p> <p>d 流れ盤となっている箇所であること。</p> <p>③ 土壌等</p> <p>a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること。</p> <p>b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。</p> <p>c 石礫地^{れき}からなっている箇所であること。</p> <p>d 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所であること。</p>
<p>生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした林相をなしている森林</p> <p>② 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>

<p>自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 湖沼、瀑布、^{ぼく}溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>② 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>③ ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>④ 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）</p>
---	--

2 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 区域の設定
該当なし。
- (2) 施業の方法
該当なし。

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
該当なし。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
該当なし。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
該当なし。
- 4 その他必要な事項
該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
該当なし。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
該当なし。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし。

2 路網密度と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方策及び方法

森林の持つ多面的な機能の維持増進を図るため、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

なお、マツクイムシによる被害については、被害抑制のための健全なマツ林の整備と的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性マツ又は他の樹種への転換を図ることとする。

また、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除等に向け、地元行政機関、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域体制づくりを行う。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ多面的な機能の維持増進を図り、森林利用者の増加等に伴う林野火災の発生防止対策を推進するため、森林所有者、行政機関等と連携して普及啓発、巡視等を行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし。

(2) その他

上記1から4までのほか、森林管理者等による森林巡視を行う。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
該当なし。
- 2 生活環境の整備に関する事項
該当なし。
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし。
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
該当なし。
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - (1) 地域住民参加による取組に関する事項
該当なし。
 - (2) 上下流連携による取組に関する事項
該当なし。
 - (3) その他
該当なし。
- 6 その他必要な事項
該当なし。

別表1 公益的機能別施業森林等の区域

区分		森林の区域	面積
水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1-11~1-13 林班	30.32ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし。	
	快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1-5 林班	0.71ha
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1-1~1-3 林班、 1-10 林班、 1-14~1-16 林班	28.07ha
木材等生産機能の維持増進を図る森林		該当なし。	

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定する森林の区域

区分	施業の方法	森林の区域	面積
水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	立木の伐採面積の規模の縮小	1-11~1-13 林班	30.32ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業	該当なし。	
	択伐以外の方法による複層林施業	1-1~1-3 林班、 1-10 林班、 1-14~1-16 林班	28.07ha
	択伐による複層林施業	該当なし。	

注) 1-5 林班については、防風保安林に指定されているため、施業の方法については、保安林の指定施業要件（禁伐）によるものとする。